

円 ひとり親家庭医療費を助成します

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について医療費の自己負担分(高額医療費は除く)を助成します。

※所得制限があり、受給者および同居している扶養親族のある方の前年の所得に対して、所得税が課税されている世帯などは、対象となる場合があります。

◆助成の種類

【現物給付】受給者証を医療機関に示し、助成分を差し引いて支払う方法

【療養費払い】いったん自己負担分を支払い、後日役場で給付請求する方法(領収書が必要です)

※県外で受診した場合は療養費払いになります。

◆申請時に必要なもの

【新規】(随時受付)印かん、健康保険証もしくは資格確認書など健康保険の内容が確認できるもの、マイナンバーカード

※転入の方など所得状況がわからない方は課税証明書の提出が必要です。

【更新】印かん、健康保険証もしくは資格確認書など健康保険の内容が確認できるもの、申請書、受給者証、マイナンバーカード

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124



① 人権擁護委員制度を知っていますか 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在、高知県内に約180人が配置されており、地域住民の皆さんのが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設などにおいて、家庭や職場内における問題、セクハラ、DV、いじめ、インターネット上の誹謗中傷など、人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は無料で、秘密厳守となっていますので、1人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

6月中に県内において「全国一斉特設人権相談所」を開設します。最寄りの法務局まで、お問い合わせください。

○お問い合わせ 高知地方法務局 人権擁護課 ☎088-822-3503

① 嶠多広域消費生活センター便り

～通信販売はクーリング・オフできません～

◆事例

インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できません。利用規約にも書いてある」との返事。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。(60代女性)

- ・インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があれば、それに従うことになります。
- ・特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- ・通信販売で購入する際は、事前に返品が可能かどうかや、返品が可能な場合の条件などを確認しましょう。

※嶠多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 嶠多広域消費生活センター ☎34-8805 消費者ホットライン ☎188

〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき2階駐車場西側)

【相談受付】月～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午／午後1時～午後5時